

様式第6号（第17条）

会 議 録

会 議 の 名 称		2 0 2 4 年 第 6 回 春 日 部 市 農 業 委 員 会 総 会			
開 催 日 時		令和 6 年 6 月 2 5 日（火）	開 会	午前 10 時 00 分	
			閉 会	午前 11 時 41 分	
開 催 場 所		春日部市役所本庁舎 3 階 3 0 1 ・ 3 0 2 会 議 室			
議 長 氏 名		会 長 市 川 大 倫			
出 席 者	農 業 委 員	（ 出 席 人 数 ： 1 9 人 ）			
		1	川 鍋 浩 之	1 0	岡 田 實
		2	飯 島 優 子	1 1	新 井 久 義
		3	齋 藤 昭 雄	1 2	加 藤 富 夫
		4	山 崎 勇 喜	1 3	池 上 茂
		5	中 山 雅 博	1 4	森 本 恒 平
		6	岡 本 勉	1 5	森 住 武 雄
		7	石 山 法 男	1 6	萩 原 勝
		8	石 川 勝 也	1 7	伊 藤 弘 子
		9	水 口 健 二	1 8	石 塚 郁 志
		（ 欠 席 人 数 ： 0 人 ）			
	事 務 局	（ 出 席 人 数 ： 5 人 ）			
		農 業 委 員 会 事 務 局 長 齋 藤 綱 紀		農 業 委 員 会 事 務 局 次 長 溝 口 通 明	
農 地 振 興 担 当 主 幹 三 浦 邦 明		農 地 振 興 担 当 主 査 金 子 昌 行			
農 地 振 興 担 当 主 査 渡 部 大 輔					
議 事 参 与	（ 出 席 人 数 ： 2 人 ）				
	農 業 振 興 課 農 地 担 当 主 幹 増 田 博		開 発 調 整 課 長 福 井 聖 士		
次 第 及 び 公 開 、 一 部 公 開 、 非 公 開 の 区 分		日 程 1 農 地 法 第 3 条（委 員 会）： 公 開			
		日 程 2 農 地 法 第 4 条（知 事）： 公 開			
		日 程 3 農 地 法 第 5 条（知 事）： 公 開			
		日 程 4 租 税 特 別 措 置 法 適 格 者 証 明： 公 開			
		日 程 5 生 産 緑 地 法 従 事 者 証 明： 公 開			

	日程 6 春日部市農用地利用集積計画の決定について：公開 日程 7 2023年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について：公開 日程 8 令和5年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について：公開								
一部公開・非公開の場合はその理由	☐ 要綱第3条第1号該当： ☐ 要綱第3条第2号該当： ☐ 要綱第3条第3号該当： ☐ 要綱第3条第4号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	☐ 録音テープ等を使用した全文記録								
	☒ 録音テープ等を使用した要点記録								
	☐ 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1"> <tr> <th>議席番号</th><th>委員氏名</th></tr> <tr> <td>5</td><td>中山 雅博</td></tr> <tr> <td>6</td><td>岡本 勉</td></tr> <tr> <td>7</td><td>石山 法男</td></tr> </table>	議席番号	委員氏名	5	中山 雅博	6	岡本 勉	7	石山 法男
議席番号	委員氏名								
5	中山 雅博								
6	岡本 勉								
7	石山 法男								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	ただ今から２０２４年第６回総会を開会いたします。 在任委員１９名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第６条の規定により総会は成立いたします。 また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課、増田博主幹、都市整備部開発調整課、福井聖士課長が出席しております。
議長	次に、運営委員会及び土地開発公社理事会について伊藤委員長より報告が ございます。
委員長	本日９時００分から運営委員会を開催いたしました。会議内容ですが、議題として （１）春日部市農用地利用集積計画の決定について （２）２０２３年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について （３）令和５年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について （４）生産緑地地区の取得斡旋について（依頼） （５）２０２４年度公務災害補償制度への加入について （６）農委だより第３９号（案）について 以上６項目についての協議と、その他、意見交換を行いました。 次に、土地開発公社理事会について報告します。去る６月１４日金曜日、午後２時から市役所第二庁舎４階会議室４Ｂにおいて「令和６年度 第１回春日部市土地開発公社理事会」に出席しましたので報告いたします。 会議の内容でございますが、議題は「議案第１号 春日部市土地開発公社決算の認定」でございました。事務局の説明のあと、討論・採決が行われ、採決の結果、議案については可決されました。
議長	次に、都市計画審議会について、議席番号４番山崎勇喜委員より報告が ございます。
委員	去る６月２１日金曜日、午前１０時から市役所本庁舎３階３０１会議室に いて第４９回春日部市都市計画審議会に出席しましたので報告いたします。 会議の内容でございますが、報告事項が２件ございました。１件目は「春日部市都市計画生産緑地地区の変更（春日部市決定）について」でございます。今年度は４つの生産緑地地区が全部解除、１つの生産緑地地区が一部解除となる予定でございます。このことにより、変更前の地区指定数は１４０地区、地区指定面積は２５．７２ヘクタールだったものが、変更後は１３６地区、面積は２５．３２ヘクタールとなるそうでございます。２件目は「本年度の

	スケジュールについて」でございます。本年度は生産緑地地区の変更の他、「中央一丁目地区の都市計画の変更について」「都市計画道路の見直しについて」「豊野工業団地拡張地区の都市計画の変更について」を進捗状況に応じて報告する予定、とのことございました。
議長	本日の議題は、 日程 1 議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）、1 議案 4 件 日程 2 議案第 2 号、農地法第 4 条（知事）、1 議案 1 件 日程 3 議案第 3 号、農地法第 5 条（知事）、1 議案 7 件 日程 4 議案第 4 号、租税特別措置法適格者証明、1 議案 2 件 日程 5 議案第 5 号、生産緑地法従事者証明、1 議案 1 件 日程 6 議案第 6 号、春日部市農用地利用集積計画の決定について 1 議案 1 件 日程 7 議案第 7 号、2023 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、1 議案 1 件 日程 8 議案第 8 号、令和 5 年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、1 議案 1 件 合計 8 議案となります。
議長	次に、会議規則第 35 条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号 5 番中山雅博委員、6 番岡本勉委員、7 番石山法男委員を指名いたします。
議長	議事に入る前に申し上げます。会議規則第 25 条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。 次に、事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。次に、会議規則第 10 条の「農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただきます。なお、次の議案審議に入る前には入室の確認をいたします。
議長	それでは議事にはいります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）を議題といたします。申請番号 23 番及び 26 番から 28 番について、会議規則第 19 条第 3 項の規定により事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 1 頁をご覧ください。議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）について許可申請が 4 件ありましたので審議を求めます。

はじめに申請番号２３番、所有権移転、詳細は議案書のとおり。この案件は２０２４年第５回総会からの継続審議案件で、申請地への進入路は柵が設けられ、施錠されており、今後の耕作は難しいと考えたことから、今後の作付の実施について調査を行い、その結果を元に、審議を再開するのが望ましいと継続審議となった案件です。その後、代理人から「柵の設置と施錠は、その奥の資材置場所有者が行ったもので、進入が難しい状況は解消された」との連絡があったため、事務局が現地を確認しました。その結果、柵の位置は移動し、農地の耕作は可能となったことを確認しております。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図は１頁、詳細図は２頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここではキャベツを作付ける計画です。次に農地法第３条調査書１頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第３条第２項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号２６番と２７番は譲受人が同一なので一括してご説明いたします。はじめに、申請番号２６番、所有権移転、次に、申請番号２７番、所有権移転、申請理由は経営規模の拡大です。申請番号２６番の案内図は３頁、詳細図は４頁、申請番号２７番の案内図は５頁、詳細図は６頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。申請番号２６番の農地では露地野菜を、申請番号２７番の農地では稲作を行う計画です。次に農地法第３条調査書２頁及び３頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第３条第２項各号に該当しないことを確認しました。また農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に申請番号２８番、所有権移転、申請理由は贈与です。譲受人と譲渡人の関係は親族ではありませんが、申請地の隣を耕作していた譲受人が、譲渡人と話し合いの結果、無償で譲渡することになった、とのこと。案内図は７頁、詳細図は８頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは水稻を作付ける計画です。次に農地法第３条調査書４頁をご覧ください。書類調査の結果、それぞれ農地法第３条第２項各号に該当しないことを確認しました。また農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。はじめに申請番号２６番、２７番について、担当地区の大塚一男推進委員より意見を求めます。

推進委員	区域2推進委員の大塚です。申請番号26番、27番について報告いたします。調査日時は令和6年6月11日、川鍋農業委員、加藤農業委員、小川推進委員と私の4名で申請地及び申請人所有農地の現地調査等を実施しました。 はじめに申請番号26番の2筆でございますが、1筆の申請地は雑草が繁茂し、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていないことが確認できました。以上のことから問題あり、と意見を述べ、報告といたします。 次に申請番号27番について報告いたします。調査日時等については先ほど述べたとおりです。申請地及び申請人所有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に申請番号28番について、担当地区の齋藤昇推進委員より意見を求めます。
推進委員	第4地区推進委員の齋藤です。申請番号28番について報告いたします。令和6年6月13日に、伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、金子推進委員、横井推進委員、上原推進委員及び私の8名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に耕作されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号2番飯島優子委員より申請番号23番及び26番から28番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号2番飯島優子です。はじめに、申請番号23番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。事務局説明のとおり、本案件は2024年第5回総会からの継続審議案件です。事務局からの報告にもありましたとおり、事務局による現地確認の結果、申請農地の耕作が難しい原因となっていた柵の設置場所が移動し、進入が容易になったことから問題は解消された、と判断しております。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可と決しました。 次に、申請番号26番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地2筆のうち、1筆に雑草や雑木が繁茂しており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されておらず、問題あり、と報告

を受けました。6月21日に事務局が代理人に確認を取ったところ、天候不順で除草作業が進んでおらず、作業完了時期のめどが立たなくなった、と報告がありました。このようなことから、除草を含めた今後の農地の管理状況について、調査を行い、その結果を元に審議を再開するのが望ましいと考えます。以上のことから、事前審査委員4人の合議により継続審議、と決しました。

次に、申請番号27番、28番について一括して事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号26番について事前審査委員より継続審議、との報告がありました。よって、申請番号26番と、申請番号23番、27番、28番を別々に審議することに異議ございませんか。

議長

(異議なし、の声あり)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号26番を事前審査委員の報告のとおり、継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)について申請番号26番を事前審査委員の報告のとおり継続審議、と決定しました。担当農業委員は引き続き調査をお願いいたします。

議長

次に、申請番号23番、27番、28番を事前審査委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)申請番号23番、27番、28番を事前審査委員の報告のとおり許可、と決定しました。

議長	次に、日程 2、議案第 2 号、農地法第 4 条（知事）を議題といたします。会議規則第 19 条第 3 項により、申請番号 3 番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 2 頁をご覧ください。議案第 2 号、農地法第 4 条（知事）について、許可申請が 1 件ありましたので審議を求めます。 申請番号 3 番、詳細は議案書のとおり。申請理由は自己用住宅の建築です。自分が相続した農地があり、老後を過ごしたいことから転用申請したものです。非農地部分 205.91㎡と合わせて自己用住宅を建築する計画です。案内図 9 頁、詳細図 10 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の意見書が添付されておらず、現在代理人に提出を求めているところです。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置として、コンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、敷地内浸透処理する計画です。資金計画については法人からの融資で、融資者の金融機関発行の残高証明書及び融資証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が 10 ヘクタール以上であり、第 1 種農地と考えます。
議長	次に、申請番号 3 番について、担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。
推進委員	第 3 地区推進委員の石井です。申請番号 3 番について報告します。令和 6 年 6 月 12 日に、水口農業委員、岡田農業委員、横川推進委員及び私の 4 名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、申請地には雑草が繁茂し、長年耕作された形跡がないことから農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていないことが確認できました。以上のことから問題あり、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号 2 番飯島優子委員より申請番号 3 番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号 2 番飯島優子です。申請番号 3 番について事前審査の報告をします。申請地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、雑草が繁茂し、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていない、との報告を受けました。次に、申請地の現地調査を実施し

	たところ、申請地の一部に砂利が敷かれており、農地として利用されていないことを確認しました。事務局が代理人に確認したところ「早急に砂利の撤去を行う」と回答がありましたが、具体的にいつ行うか示されなかった、とのこと。申請については問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、埼玉県の審査にあたっては、申請地のこれまでの利用状況を十分精査することを条件とし、事前審査委員４人の合議により許可相当、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手を願います。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号１０番、岡田實です。私はこの件について先ほど意見を述べた石井推進委員、水口農業委員、横川推進委員とともに現地調査を行っております。先ほどの事前審査委員の報告では条件を付して許可相当、との意見でしたが、私どもが事務局から得た資料によれば、相続で取得した土地ではあるが、一度も耕作されておりません。このようなことから、私は事前審査委員の意見には賛成しかねます。
議長	他に発言のある方は挙手をお願いします。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号３番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。 (起立多数)
議長	起立多数です。よって議案第２号、農地法第４条（知事）、申請番号３番を許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、意見書に条件を付して県知事に送付いたします。
議長	次に、日程３、議案第３号、農地法第５条（知事）を議題といたします。本案のうち、申請番号２７番については農業委員会会議規則第１０条の規定により議事参与の制限に該当いたします。よって、はじめに申請番号２１番から２６番の審議を行い、次に申請番号２７番の審議を行います。会議規則

事務局	第19条第3項により、申請番号21番から27番について事務局より説明を求めます。 議案書3頁をご覧ください。議案第3号、農地法第5条（知事）について、許可申請が7件ありましたので審議を求めます。 はじめに申請番号21番、使用貸借権設定。転用計画は自治会館の新設です。申請人は春日部市の地縁団体認可を受けた自治会で、今まで賃借していた自治会館は所有者の都合で取り壊しとなるため、新たに設置を計画したものです。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置として、コンクリートブロックを設置します。雨水は集水枡で集水後、既設道路側溝に放流する計画で、該当する土地改良区発行の事前協議書が添付されています。生活排水は下水本管に区域外流入する計画で、現在、市に申請しているところです。資金計画については、自己資金である自治会の積立金と、埼玉県及び春日部市からの補助金を見込んでおり、金融機関の残高証明書、及び埼玉県の補助金交付決定通知書及び市への補助金交付申請書の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。 次に、申請番号22番、賃貸借権設定。申請者は介護保険施設の運営及び経営を行っており、転用計画は申請地近隣で運営している介護予防施設の職員用駐車場の24台分の設置です。今までは近隣の医療法人の駐車場を賃借し、使用してきましたが、医療法人が施設拡充のため、駐車場の賃借契約を解除する予定であることから、新たな駐車場を確保する必要性が生じたため、申請したものです。しかし、駐車が必要な車の車検証が添付されていないため、現在代理人に提出を求めているところです。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置として、コンクリートブロックが設置されています。雨水は碎石敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。 次に申請番号23番、使用貸借権設定。転用計画は農業施設及び農産物の処理等施設建設に伴う排水管理設のための一時転用申請です。申請地の隣地に建設予定の施設の合併処理浄化槽排水を水路に放流するための排水管を
-----	--

埋設する計画です。案内図 15 頁、詳細図 16 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から 6 か月です。農用地からの一時転用については、適合証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については、自己資金で金融機関発行の残高証明書が添付されています。

農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は農振農用地です。

次に、申請番号 24 番、使用貸借権設定。転用計画は農地改良工事で、申請地の東側と北側にある水路からの漏水で地盤が軟弱で水はけが悪いため、農地改良を行うとのことです。農地改良後は畑として蕎麦を作付ける計画です。工事内容は現在の表土を耕作土として使用するため、建設残土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土 C の方法で行うとのことです。案内図は 17 頁、詳細図は 18 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。工事期間は許可日から 9 か月間です。農用地からの一時転用については適合証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については自己資金で金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は農振農用地です。

次に、議案書 4 頁、申請番号 25 番、使用貸借権設定。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は 19 頁、詳細図は 20 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてマウントを設置します。マウントの構造はスクリーンをご覧ください。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集团的農地が 10 ヘクタール未満であり、第 2 種農地と考えます。

次に、申請番号 26 番、使用貸借権設定。転用計画は先ほど説明した申請番号 25 番の関連案件で、自己用住宅を建築するための道路後退用地に該当します。申請人に対し、建築課より建築基準法に基づくセットバックの指導がありました。通常、市道番号のある道路のセットバック部分は市に採納するものですが、今回の申請地は市道として認定されていないため、市に採納することができません。本来、市に採納されれば転用手続きは不要ですが、市に採納できず、建築基準法に基づくセットバックのみとなったため、転用手続きが必要となり、今回の申請に至ったものです。案内図は 21 頁、詳細図は 22 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除

	外については証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。 次に、申請番号27番、所有権移転。申請者は建設業を営んでおり、転用計画は資材置場の設置です。今までは申請者の実家を資材置場として利用していましたが、作業スペースが手狭で効率が悪いと、新たに設置を計画したものです。事前審査の差に不明だった職業を示すものと、現在の資材置場の状況がわかるものの提出がありました。案内図は23頁、詳細図は24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砕石敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。農地区分は申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。
議長	次に、申請番号21番について、担当地区の朝倉廣司推進委員より意見を求めます。
推進委員	第1地区推進委員の朝倉です。申請番号21番について報告いたします。令和6年6月10日に、山崎農業委員、飯島農業委員、金重推進委員及び私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、申請地は保全管理されておりました。また農地パトロール後、農地転用に係る権利が当初「賃貸借権」だったものが、代理人から「使用貸借権」に変更、との申出があったことから、保有農地の確認が必要となったため、令和6年6月19日に事務局職員1名が保有農地の現地調査等を実施しました。その結果、いずれの農地も適正に管理されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、申請番号23番について、担当地区の齋藤昇推進委員より意見を求めます。
推進委員	第4地区推進委員の齋藤です。申請番号23番について報告いたします。令和6年6月13日に、伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、金子推進委員、横井推進委員、上原推進委員及び私の8名で申請

	地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、保有農地等はいずれも適正に管理されておりましたが、申請地は雑草が繁茂し、雑木が生えておりました。このようなことから、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。以上のことから問題あり、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、申請番号24番について、担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。
推進委員	第3地区推進委員 石井です。申請番号24番について報告いたします。令和6年6月12日に、水口農業委員、岡田農業委員、横川推進委員及び私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。しかしながら、申請人のうち1人は市内農地で許可を取らずに農地を砂利置き場として利用しております。以上のことから問題あり、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、申請番号25番、26番について、担当地区の遠藤敏壽推進委員より意見を求めます。
推進委員	第1地区推進委員の遠藤です。申請番号25番、26番について一括で報告いたします。令和6年6月10日に、石塚農業委員、齋藤農業委員、濱野推進委員、事務局職員及び私の5名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、保有農地33筆のうち27筆は耕作され、残りの6筆は保全管理されておりました。申請地は申請番号25番と26番の境界部分にコンクリートブロックが土留めとして新たに設置されておりました。このようなことから、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。以上のことから疑義あり、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号3番齋藤昭雄委員より申請番号21番から26番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号3番齋藤昭雄です。はじめに申請番号21番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。 次に、申請地の現地調査を実施したところ問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も

無いと思われます。以上のことから、事前審査委員 4 人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号 22 番について事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。しかしながら事務局の説明にもありましたとおり、申請地内に職員用として、24 台分の駐車用地が確保されているものの、その必要性を示すための挙証書類の提出がありません。以上のことから、埼玉県審査にあたっては、駐車が必要な車両の挙証書類の確認を十分精査することを条件とし、事前審査委員 4 人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号 23 番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請人保有地については問題は無く、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているが、申請地については雑草、雑木が繁茂し、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていないとの報告を受けました。次に、申請地の現地調査を実施したところ、申請地は雑草、雑木が繁茂しており、また一部に砂利が敷かれ、農地として適正な利用がされていませんでした。事務局が代理人に確認したところ「雑木・砂利の撤去のため重機を入れる必要があるので、すぐに対応は難しいが、いずれ対応したい」とのことでした。申請書類について問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから埼玉県審査にあたっては、申請地の管理状況を十分精査することを条件とし、事前審査委員 4 人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号 24 番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。しかし、担当地区推進委員から、受人となる事業者が市内の別の農地で転用手続き等を行わずに、違反行為を行っている、と報告を受けました。次に、申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでしたが、担当地区推進委員より報告があった受人となる事業者の違反行為が行われている農地を確認したところ、受人となる事業者名のある重機があり、最近になって新たに砂利等が搬入された形跡もありました。このことについて、事務局職員が埼玉県春日部農林振興センターに確認したところ、違反行為を行っている事業者に対して、許可を出すことはできないと回答があった、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員 4 人の合議により不許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号 25 番、26 番について一括で事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請人保有農地については問題は無く、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けま

した。しかし、申請地については２５番と２６番の境界部分に新たにコンクリートブロックが設置されており、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用の確保に疑義が生じる、と報告を受けました。次に申請地の現地調査を実施したところ、担当地区推進委員の報告のとおり、コンクリートブロックが設置されていましたが、申請番号２６番の事務局の説明にありましたとおり、セットバック部分が市に採納することができないことから、申請番号２５番の農地からの土留めとしてコンクリートブロックの設置の必要があると考えます。以上のことから、事前審査委員４人の合議により申請番号２５番、２６番については許可相当、とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。はじめに、申請番号２４番について、事前審査委員より不許可相当と報告がありました。次に申請番号２２番、２３番について、事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要がある、と報告がありました。次に申請番号２１番及び２５番、２６番について、事前審査委員より許可相当と報告がありました。よって、はじめに、申請番号２４番、次に申請番号２２番、２３番、次に申請番号２１番及び２５番、２６番を別々に審議することに異議ございませんか。

(異議なし、の声有り)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。はじめに、申請番号２４番を事前審査委員の報告のとおり、不許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第３号、農地法第５条（知事）申請番号２４番を事前審査委員の報告のとおり、不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

次に申請番号２２番、２３番を許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長	起立全員です。よって、議案第 3 号、農地法第 5 条（知事）申請番号 2 2 番、2 3 番を許可相当とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたします。 次に申請番号 2 1 番及び 2 5 番、2 6 番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第 3 号、農地法第 5 条（知事）申請番号 2 1 番及び 2 5 番、2 6 番を許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。
議長	次に、申請番号 2 7 番の審議を行います。農業委員会会議規則第 1 0 条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号 1 2 番加藤富夫委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。 （休憩）（加藤委員退室）
議長	休憩前に引き続き会議を再開します。次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号 4 番山崎勇喜委員より申請番号 2 7 番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号 4 番山崎勇喜です。申請番号 2 7 番について事前審査の報告をします。申請地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。次に、申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員 4 人の合議により許可相当、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 （質問、意見なし）
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 2 7 番を、事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに、賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）

議長	起立全員です。よって、議案第 3 号、農地法第 5 条（知事）申請番号 2 7 番を、事前審査委員の報告のとおり許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。 （休憩）（加藤委員 入室）
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
議長	次に日程 4、議案第 4 号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。会議規則第 1 9 条第 3 項により、申請番号 1 2 番、1 3 番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 5 頁をご覧ください。議案第 4 号、租税特別措置法適格者証明について申請が 2 件ありましたので、審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は 3 年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い、対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。 はじめに申請番号 1 2 番、案内図は 2 5 頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は 2 0 0 日です。 次に議案書 6 頁、申請番号 1 3 番、案内図は 2 6 頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は 1 8 0 日です。
議長	次に申請番号 1 2 番について、担当地区の田口宏推進委員より意見を求めます。
推進委員	区域 1 推進委員の田口です。申請番号 1 2 番について報告いたします。令和 6 年 6 月 1 0 日に、新井農業委員、中山農業委員、森本農業委員、野村推進委員及び私の合計 5 名で申請地の現地調査を実施したところ、全ての農地で農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報

	告といたします。
議長	次に、申請番号 1 3 番について担当地区の朝倉廣司推進委員より意見を求めます。
推進委員	区域 1 推進委員の朝倉です。申請番号 1 3 番について報告いたします。令和 6 年 6 月 1 0 日に、山崎農業委員、飯島農業委員、金重推進委員と私の 4 名で申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号 4 番山崎勇喜委員より、申請番号 1 2 番、1 3 番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号 4 番山崎勇喜です。申請番号 1 2 番、1 3 番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員 4 人の合議により証明する、ことと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 1 2 番、1 3 番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 4 号、租税特別措置法適格者証明、申請番号 1 2 番、1 3 番について証明書を発行することと決しました。
議長	次に日程 5、議案第 5 号、生産緑地法従事者証明を議題といたします。申請番号 2 番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書の 7 頁をご覧ください。議案第 5 号、生産緑地法従事者証明について、証明願が 1 件ありましたので審議を求めます。生産緑地に指定された市

議長	街化区域内の農地は、一般農地としての課税になりますが、基本的にこれを解除することができなくなり、開発行為が制限されるなどの制約を受けます。ただし、一定の事由が発生した場合に、生産緑地法の第10条の規定により市に対して買い取りの申し出をすることができるようになっています。当該議案の証明願いにつきまして、生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地の買取り申出をするため「春日部市生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行規程」に基づき「農業の主たる従事者」としての要件を満たしていることを証明するものです。議案書7頁、申請番号2番、特定生産緑地第55号地区の全部です。案内図は27頁、及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者がこれまで農業を営んでおりましたが、医師より農業を継続して行える状態でない旨の診断が令和6年5月23日にあったことにより、この度の申請に至ったものです。
議長	
事務局	
議長	次に、申請番号2番について担当地区の田口宏推進委員より意見を求めます。
推進委員	区域1推進委員の田口です。申請番号2番について報告いたします。令和6年6月10日に、新井農業委員、中山農業委員、森本農業委員、野村推進委員及び私の合計5名で申請地の現地調査を実施したところ、雑草が繁茂し、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていないことが確認できました。以上のことから問題あり、として報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号4番山崎勇喜委員より、申請番号2番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号4番山崎勇喜です。申請番号2番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、雑草が繁茂し、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていない、と報告を受けました。事務局に確認したところ、5月2日に事務局職員が雑草繁茂の現地調査を行った際は、除草され、農地は適正に管理されていた、と報告がありました。今回の証明願いは、本年5月23日に医師から継続して農業を行える状態で無い旨の診断がでたことから、対象者の故障により農地の管理ができなくなった、と考えます。しかし、地目が農地である以上、適正な管理は必要となるため、本申請とは別に、事務局には、農地管理指導の継続をお願いすることとし、事前審査委員4人の合議により証明する、ことと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号２番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第５号、生産緑地法従事者証明、申請番号２番について、証明書を発行することと決しました。
議長	次に議案第６号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書８頁をご覧ください。議案第６号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、これは、利用権の設定に伴う春日部市農用地利用集積計画の決定です。春日部市長から農業経営基盤強化促進法における改正附則第５条第１項に規定する農用地利用集積計画に関する経過措置に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、決定を求められたので、審議を求めるものです。５月２４日に農業委員に説明し、６月７日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。このようなことから、議案書９頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第６号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第６号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。
議長	次に日程７、議案第７号、２０２３年度推進委員等の最適化活動の点検・評価についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局	議案書 19 頁をご覧ください。議案第 7 号、2023 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、ご説明いたします。これは国のガイドラインである「農業委員会による最適化活動の推進等について」令和 4 年 2 月 2 日付 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知等に基づき、最適化活動の点検・評価を行う必要があり、最適化活動を行う推進委員等から提出のあった自己の点検・評価のシートについて、農業委員会の意見を求めるものです。別冊でお配りしました参考資料をご覧ください。昨年度、皆様に行っていた最適化活動について、委員の皆様お一人ずつの活動記録セットの内容を事務局でとりまとめたものでございます。議案書 20 頁をご覧ください。この表は農業委員、推進委員皆様の活動、1 つは（1）最適化活動の実施状況、もう 1 つは（2）①の成果目標の達成状況を、国のガイドラインに従い、点数化したものでございます。お名前は伏せたかたちですが、この一覧でお示した合計点より、左下にある国のガイドラインで定められた「評語」を事務局が参考資料左下の「全体としての評語」に記載しております。これらの内容について、農業委員会からご意見があれば、議案書 20 頁下段中央の「総会で出された意見」を記入することとなります。委員の皆様におかれましては、ご意見があればお願いしたいと考えております。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	はい、議長。
議長	新井委員、発言を許します。
委員	議席番号 11 番の新井です。議案第 7 号について意見を述べたいと思います。議案書 20 頁にある表を見ると、2023 年度の最適化活動日数は、平均 10 日と定めた目標に対して、目標通りとなった委員が 13 名、目標を上回った委員が 5 名いらっしゃいます。特に地域の農業者との交流では、農業を担っている方の心身の状況や、貸したい、売りたいなどの経営の意向を耳にすることも大変多かったもので、それらを記録し、今後の最適化活動に活用することは大事だと思います。また、農地の見回りでは、今まで耕作を行っていた農地が急に不耕作となったりするのを発見するとき、農業が続けられなかった理由を考えたり、誰か担い手がないかどうか考えたりすることもあります。2023 年度は、このような多忙の中でも、委員の皆様が活動記録への記入を続けていただいた結果だと思います。これら地域で見聞きしたことは、地域計画において、地域の農家の意向を把握し、担い手への集約に向けて、きっかけとなる大事な情報であると考えております。このことから、「2024 年度は、活動記録をしっかりと記入し、地域計画の協議の場への参

	加の中で、地域の農家から得ることのできた情報を活用できるようにすること」と意見を付けたいと考えております。
議長	他に発言のある方は挙手願います。
委員	はい、議長。
議長	岡本委員、発言を許します。
委員	議席番号議案第7号について、私も意見を述べたいと思います。新井委員がおっしゃるとおり、活動日数が改善され目標を達成できた委員の方々が多くいらっしゃることはよいことだと思っております。また、多くの地区で、新規参入の促進活動、具体的には参入希望者からの相談対応や聴き取り会に参加されていたり、相談会に参加した委員さんがいらしたり、参入後のフォローを行っている委員さんが多くいらっしゃるということがわかりました。このようなことを行ってきたことは評価すべきだと思います。このことから、「昨年度の活動を高く評価し、今後も遊休農地の解消や新規参入の促進には力を入れてほしい」ということを意見として加えてほしいと考えています。
議長	他に発言のある方は挙手願います。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号10番、岡田です。この議案の参考資料として配布された別紙様式「2023年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」の(2)の2「自己の点検評価」欄について意見があります。多くの委員が事務局のアドバイス通りの意見を記入しておりますが、私は委員自身が率直な評価を書くべきではないかと考えています。これは事務局への要望でございます。
議長	事務局、お願いします。
事務局	委員ご指摘の点については、農地パトロールの際に、各委員にアドバイスをお示しした上で、委員ご了解の下での自己評価となっております。今後は委員の皆様ご自身で意見を付けられるようやり方を工夫していきたいと考えております。
議長	他に発言のある方は挙手願います。

委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	再度、意見を申し上げます。委員が自身を評価することは難しいことは承知していますが、やはり委員ご自身で評価を書くべきではなかったか、と考えています。ご自身のありのままの活動を、ありのままの言葉で書いたほうがよろしいと考えております。
議長	事務局、お願いします。
事務局	貴重なご意見、ありがとうございます。今回行った事務局のアドバイスは、委員の皆様が書いてくださり、農地パトロールの際に点検している活動記録の内容を基に、委員お一人お一人の活動、地域で参加した会合、地域で収集した意見を踏まえた内容をアドバイスとしてお示ししたものでございます。ただし基本的には岡田委員のご意見のとおり、委員の皆様ご自身の言葉で書くもの、と考えておりますので、今年度の事務の参考にしていきたいと考えております。貴重なご意見ありがとうございました。
議長	他に発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第7号、2023年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について。発言のありました意見を付けることに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第7号、2023年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、発言のとおり意見をつけることといたします。
議長	次に日程8、議案第8号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書21頁をご覧ください。議案第8号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、ご説明い

たします。これは、農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）第5の1及び2に基づき、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について、「農業委員会の点検結果」と「目標の達成状況の評語」を付して決定し、公表してよいか、審議を求めるものです。

まず、議案書22頁をご覧ください。この頁は、令和5年4月1日の農業委員会の状況を記載しております。次に、議案書23頁をご覧ください。ここから議案書26頁までが「Ⅱ 最適化活動の実施状況」となり、「農業委員会の点検結果」と「目標の達成状況の評語」を付することになります。まず、「農業委員会の点検結果」について、1つめは議案書23頁上段の「(1) 農地の集積」でございますが、目標集積率33.1パーセントに対し、実績集積率18.9パーセント、達成状況57.2パーセントだったため、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」となります。

2つめは、議案書23頁下段から24頁中段の「(2) 遊休農地の発生防止・解消」でございますが、既存遊休農地（令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積）のうち緑区分の遊休農地の解消目標面積3.2ヘクタールに対し、解消実績面積は1.8ヘクタール、達成状況は54.9パーセントとなりました。また、新規発生遊休農地（令和4年度に新規発生）のうち緑区分の解消目標面積1.6ヘクタールに対し、解消実績面積は7.4ヘクタールとなったことから、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となりました。3つめは、24頁下段から25頁上段の「(3) 新規参入の促進」でございますが、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積の目標4.5ヘクタール、公表した農地の面積は0.8ヘクタール、達成状況は18.4パーセントだったため、「ここまでの点検結果を、国が定めた評点に照らし合わせたところ「(1) 農地の集積」が1点、「(2) 遊休農地の発生防止・解消」が5点、「(3) 新規参入の促進」が1点となります。また、議案書26頁の「(3) 新規参入相談会への参加」について、推進委員等が1名以上参加したを達成できたことから、1点が加算され、合計点数が8点となり、「目標の達成状況の評語」は「目標に対して期待どおりの結果を得られた」となります。

評価に関しては以上ですが、議案書27頁には「Ⅲ 事務の実施状況」として「1 総会、部会の開催実績」「2 農地法第3条に基づく許可事務」「3 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）」「4 違反転用への対応」の各状況を記載しておりますのでご参照ください。以上のことから 議案書22頁から27頁のとおり決定と公表をしてよいか、ご審議お願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第8号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第8号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、原案のとおり決定し、県に報告するとともに、公表いたします。
議長	次に、 日程9 報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」 日程10 報告第2号「農地法第3条（委員会）（取下）」 日程11 報告第3号「農地法第4条（届出）」 日程12 報告第4号「農地法第5条（届出）」 日程13 報告第5号「農地法第6条（農地所有適格法人の報告）」 日程14 報告第6号「農地法第18条（通知）」 日程15 報告第7号「違反転用事案報告」 につきましては、議案書の28頁から40頁にお示しのとおりです。
議長	次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。
議長	次に、その他でございますが、何かありますか。
	(事務局から次回総会日程の連絡あり)
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。
議長	本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。
議長	以上をもちまして、2024年第6回総会を閉会いたします。
	閉会（午前11時41分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会 長 _____

農業委員 5 番 _____

農業委員 6 番 _____

農業委員 7 番 _____